

西条市移住支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月30日

(要)告示第20号

改正 令和3年4月1日 (要) 告示第50号

改正 令和4年3月17日 (要) 告示第27号

改正 令和5年3月31日 (要) 告示第41号

改正 令和6年4月1日 (要) 告示第52号

改正 令和7年4月1日 (要) 告示第61号

(趣旨)

第1条 この告示は、西条市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛媛県と共同して行う愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から西条市へ移住した者に対し、予算の範囲内において、西条市移住支援事業費補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。）、令和7年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領、愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領及び法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、単身の申請にあつては60万円、2人以上の世帯の申請にあつては100万円とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、申請時において、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 西条市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと（東京圏のうちの条件不利地

域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあつては、通学を当該通勤とみなすことができる。(以下同じ。)

(イ) 西条市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間にあつては、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に西条市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 西条市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住の意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合並びに過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、愛媛県及び市が認める場合を除く。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認める者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が、西条市、今治市、新居浜市及び四国中央市(以下「東予地域4市」という。)のいずれかに所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する愛媛県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対

象として掲載された日以降であること。

(カ) 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が、東予地域4市のいずれかに所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、西条市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない。)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件として、次のアに掲げる支給対象者の要件に該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件に該当すること。

ア 支給対象者の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 西条市の移住セミナー、アテンドサービス等の移住サポート経験を有する者

(イ) 西条市に居住経験のある者

イ 地域の担い手確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業等に就業する者

(5) 起業に関する要件として、移住支援金の申請時において、愛媛県が愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領に従い実施する起業支援金支給業務に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(6) 世帯に関する要件として、世帯向けの金額を申請する場合にのみ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者（次条の規定による申請を行う者をいう。以下同じ。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、愛媛県において移住支援事業の詳細が公表された日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第4条 第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、西条市移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号又は様式第3号）及び本人確認書類のほか、前条に規定する交付対象者の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、移住支援金の交付を決定し、速やかに西条市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。

（移住支援金の請求）

第6条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者は、速やかに西条市移住支援金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（移住支援金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、移住支援金を交付するものとする。なお、交付決定を行った申請者に対し、速やかに移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が第5条の規定による通知を受けた後、紛失等の理由により当該通知書の再交付を必要とするときは、西条市移住支援金交付（不交付）決定通知書再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに西条市移住支援金交付（不交付）決定通知書〔再交付〕（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者、関係機関等に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第11条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当するときは、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した西条市から転出したとき。

ウ 第3条第2号に該当する者が、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

オ 規則第14条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した西条市から転出したとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日（要）告示第50号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日（要）告示第27号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日（要）告示第41号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日（要）告示第52号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日（要）告示第 61 号）
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。